

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和6年(2024年)3月12日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	道東高等学校 教諭 男性 (27歳)	懲戒免職	令和5年7月頃から8月頃までの間に、自校女子生徒に対して性行為をした。 (管理監督責任：戒告1名)
2	共和町 小学校 事務職員 男性 (25歳)	懲戒免職	令和4年8月から11月頃までの間、児童ポルノを含む動画をダウンロードし、私用のパソコン等に保存した上で、収入を得る目的で、児童ポルノを含む動画を投稿した。
3	札幌市 特別支援学校 教諭 男性 (63歳)	減給1か月 給料の 10分の1	令和5年8月14日(月)、無届けで欠勤した。
4	後志管内 高等学校 教諭 女性 (32歳)	減給2か月 給料の 10分の1	令和5年7月8日(土)、自家用車を運転中、車窓から入ってきた虫に気を取られ、安全確認不十分のまま、自車を対向車線に進出させ、対向進行してきた車両前部に自車前部が衝突し、運転者に加療約1か月を要する肋骨打撲の傷害を、当該車両の同乗者に加療約12日間を要する胸部打撲の傷害をそれぞれ負わせた。
5	滝川市 中学校 教頭 男性 (52歳)	減給1か月 給料の 10分の1	令和5年11月5日(日)、自家用車を運転中、指定速度時速50キロメートルのところを、時速80キロメートルで走行し、指定速度違反をした。